

「住みたくなるまち日本一」を目指して

富谷市行政改革基本方針（案）

2018～2020

宮城県 富谷市

目 次

1	基本方針の策定にあたって	1
(1)	これまでの取組み	1
(2)	第5次行政改革期間の主な取組みと検証	2
2	現状と課題	3
3	行政改革の必要性	3
4	取組みの内容	4
5	計画期間	5
6	進行管理及び実施体制	5

1 基本方針の策定にあたって

(1) これまでの取組み

地方公共団体の責務は、地方自治法で、「住民の福祉の増進を図る」ことを基本とし、限られた財源の中で「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められ、また「常にその組織及び運営の合理化に努める」とされています。

本市では、自治体運営の基本原則に沿った行政運営を図るため、昭和60年度に「富谷町行政改革大綱」を策定し、その後2度の大綱の策定などを基に、民間委託の推進、事務事業や組織の見直し、職員定数の適正化などの行政改革に取り組んできました。

年度	主な取組内容
昭和60年度	第1次行政改革期間（昭和60年度～昭和62年度） 第1次富谷町行政改革大綱を策定 ・事務事業の見直し ・民間委託，OA化等事務改革の推進 ・公共施設の設置及び管理運営の合理化
平成8年度	第2次行政改革期間（平成8年度～平成10年度） 第2次富谷町行政改革大綱を策定 ・事務事業の見直し ・効果的な行政運営 ・組織機構の見直し及び定員管理の適正化の推進 ・職員の能力開発等の推進
平成11年度	第3次行政改革期間（平成11年度～平成12年度） ・事務事業の見直し ・住民サービスの向上 ・人材育成の推進 ・行政運営における経費削減
平成12年度	第4次行政改革期間（平成12年度～平成16年度） ・定員の適正管理 ・補助金交付の見直し ・役場庁舎の開庁時間の延長 ・お茶の間懇談，まちづくり提言募集の実施
平成17年度	第5次行政改革期間（平成17年度～平成21年度） 第3次富谷町行政改革大綱を策定 ・行政の担うべき役割の重点化 ・行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 ・定員管理及び給与の適正化等 ・人材育成の推進 ・公正の確保と透明性の向上 ・電子自治体の推進 ・自主性，自律性の高い財政運営の確保

(2) 第5次行政改革期間の主な取組みと検証

富谷町第5次行政改革期間（平成17年度～平成21年度）には、第3次富谷町行政改革大綱を策定し、簡素で効率的な町政を構築し、住民の満足が得られる独自のまちづくりに資するとともに、行財政運営の改善・透明化、住民生活の利便性を図ってきました。

本改革期間では、民間委託や指定管理者制度の導入等の行政の担うべき役割を検討したほか、宮城県内の町村で唯一となる部制の施行等、組織の機構改革を実施しました。

定員管理の面では、本市の特徴である急激な人口増加、それに伴う行政需要の増大に対応するため、本改革期間中に定員適正化計画を見直したことにより、職員数は増加しました。当初の目標としていた改革期間での3%の削減には至らなかったものの事務事業の見直し等を行い、最小の経費で最大の効果を挙げるため、経費の削減に努めてきました。その結果、本改革期間の職員数と財政の状況は、下記のとおりとなりました。

○職員数の推移 ※目標値：平成17年度を基準として、3%（8人）の削減

	H17	H18	H19	H20	H21
職員数	267名	264名	254名	260名	268名
基準比	—	▲3名	▲13名	▲7名	+1名
削減割合	—	1.12%	4.88%	2.62%	▲0.38%

出典：総務部総務課

○財政状況の推移

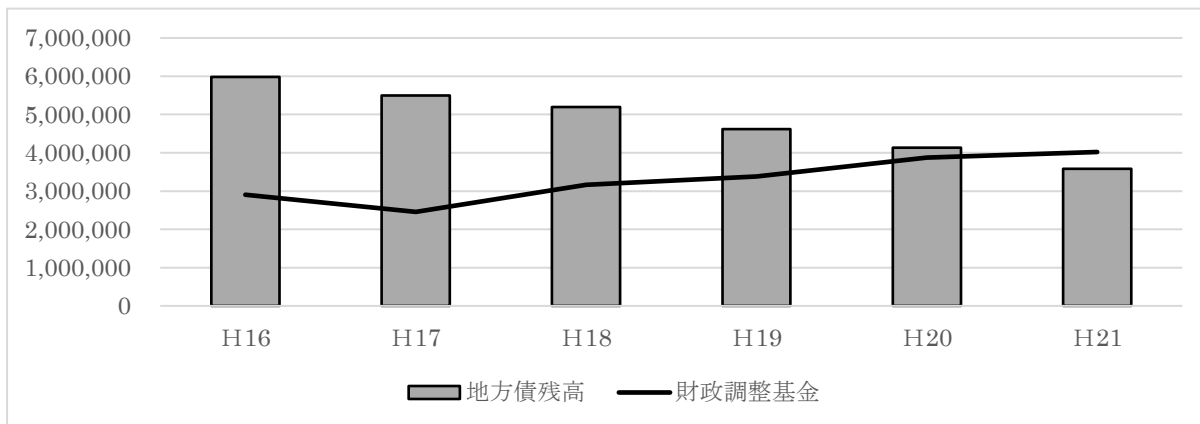
【経常収支比率の推移】

H16	H17	H18	H19	H20	H21
75.2%	98.4%	77.3%	79.2%	80.6%	81.3%

出典：財政状況カード（各年度）

※経常収支比率…毎年度経常的に収入される財源のうち用途が特定されない収入（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。数値が高くなるほど、財政が硬直化していることとなる。

【財政調整基金と地方債残高の推移（単位：千円）】



出典：財政状況カード（各年度）

2 現状と課題

本市は、平成28年10月10日に市制施行を迎え、「富谷町」から「富谷市」となりました。富谷市総合計画に掲げた市の将来像「住みたくなるまち 日本一」を実現するため、地方創生総合戦略をはじめとする新たな課題に対し、事業の重点化と効率的・効果的な事務事業の実施などに取り組んでいく必要があります。

また、市制施行による権限移譲に加え、地方分権の推進による権限移譲がさらに進められており、本市が担う役割は今後さらに拡大していくものと考えられます。

一方で、社会経済情勢に目を向けると、その変化は著しく、本市の人口は今後も微増と推計されていますが、全国的な少子化・高齢化は本市においても例外ではありません。総合計画の終期となる平成37年度（2025年）時点の人口推計では、14歳以下の人口は微減となり、65歳以上の人口は増加となることが示されています。生産年齢人口の減少による税収の減少、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加など、本市の今後の財政構造における影響が懸念されています。

将来にわたり持続可能な財政運営を継続していくためには、企業誘致等による安定的な税収の確保や広告収入等の新たな歳入の確保策の検討、市が行う事業の選択と集中による効率的・効果的な行政運営が必要となります。

3 行政改革の必要性

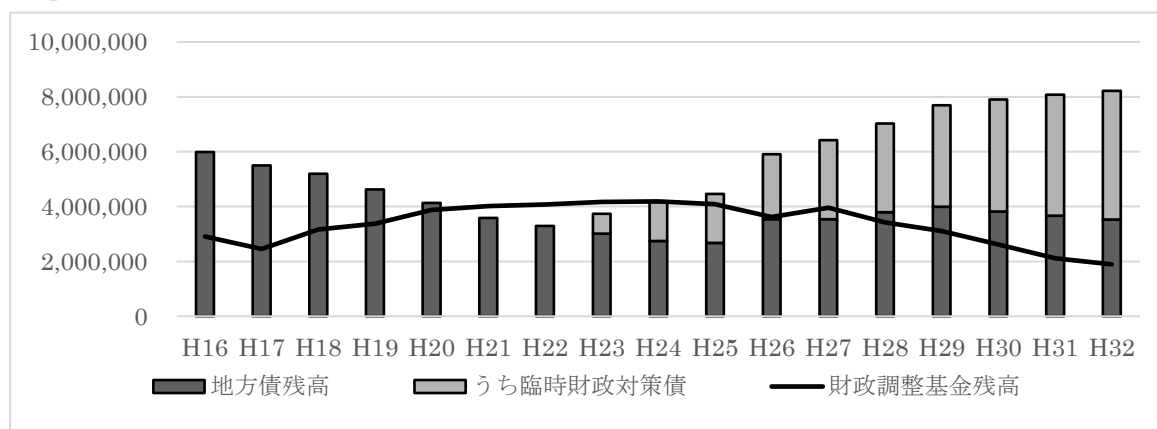
本市では、昭和60年度の「富谷町行政改革大綱」の策定から行政改革期間以外においても、不断の行政改革への取組みを進めてきました。

市制施行という新しいステージに立つとともに、社会経済情勢の変化や地方分権の進展など、本市を取り巻く社会構造は大きく変化しています。これらに伴う住民ニーズの多様化や新たな課題に対応できる人材の育成など行政能力の向上が求められています。

また、扶助費をはじめとする社会保障関係経費や公共施設の維持管理等に要する経常的経費が年々増加傾向にあり、財政状況は、当初予算編成時の慢性的な財源不足による臨時財政対策債の発行、財政調整基金の減少など、厳しい状況に置かれています。

多様化する行政需要や総合計画の着実な推進に向けた職員資質の向上や持続可能な財政運営の構築など、継続した行政改革への取組みが求められています。

【参考】地方債残高と財政調整基金の推移（単位：千円）



出典：財政状況カード（各年度） H29は当初予算、H30以降は推計による

4 取組みの内容

今後取り組むべき行財政改革の基本的な方針は、次の3つの柱に分類した上で推進し、平成29年度内での「(仮称)行政改革プラン」の策定を目指します。

基本方針1 行政運営能力の向上

- ① 職員の資質向上
- ② 民間活力の活用体制の構築
- ③ 創造的・効果的な組織体制の検証

① 職員の資質向上

人材育成基本方針で定める「求められる職員像」の実現を図るため、若年層を中心とした職場内における実務研修(OJT)、職制ごとの職員研修所等における研修(Off-JT)の実施や人事評価制度を有効に活用した人材育成を進めるとともに、職場環境や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、職員の資質向上に努めます。

② 民間活力の活用体制の構築

民間の専門知識やノウハウを活用することにより、住民サービスの向上や効率化が図られると判断される業務については、PPP/PFI、指定管理者制度の導入、事業の民間委託や民営化の検討を行い、民間活力の活用を図ります。

③ 創造的・効果的な組織体制の検証

社会情勢の変化による新たな行政課題や住民ニーズに対応するため、効率的・効果的な事務事業の手法を検討し、事務事業の再編・整理・廃止・統合などを進めるとともに、限られた人的資源を効率的に活かす組織体制を検証します。

基本方針2 市民参加と協働の推進

- ① 市民参加・協働の推進
- ② 情報発信力の向上と情報の共有

① 市民参加・協働の推進

審議会等の開催やパブリックコメントの実施など、さまざまな手法を用いた市民参加の機会の拡充に努めるとともに、わくわく市民会議等の開催など、市民の意見を広く聴取する広聴事業の充実を図ります。

また、市民と行政が対等なパートナーとして、まちづくりを担う仕組みの構築を図るとともに、まちづくりの基本となるルールの方針策定に向けた調査・研究を行います。

② 情報発信力の向上と情報の共有

市が保有する情報については、さまざまな媒体を用いた分かりやすい提供に努め、市民と行政の情報の共有化を図ります。また、情報公開条例や個人情報保護条例などの適正な運用に努め、行財政運営の公平性、透明性の向上を図ります。

基本方針 3 持続可能な財政運営

- ① 歳出削減の実施
- ② 歳入確保策の検討

① 歳出削減の実施

事務事業の見直しによる再構築や重点化する主要事業の優先度などを検討するスプリングレビューを行い、事業の選択と集中により、財政支出の抑制を図ります。

② 歳入確保策の検討

安定した財政基盤の確立に向けて、広告掲載収入や市有資産の活用などを検討し、自主財源の確保に努めます。

5 計画期間

本行政改革の計画期間は、2018年から2020年までとします。

6 進行管理及び実施体制

(1) 行政改革推進本部

副市長、教育長及び市管理職で構成される行政改革推進本部により、基本方針の実施方針の検討及び進行管理を行います。

(2) 行政改革懇談会

行政改革の実施状況その他課題等について、行政に識見を有する方々から、広く意見をいただきます。

(3) 庁内推進体制

企画部企画政策課内に行政改革推進室を設置し、個別課題への検討を行うとともに、必要に応じて各部を横断した部会の設置により、職員全体の行政改革に対する意識の向上を図ります。